

「宮崎県感染症予防計画（素案）」に対するパブリックコメントにおける御意見の要旨及び県の考え方について

番号	該当ページ	該当内容及び御意見の要旨	県の考え方及び計画への反映状況等
1	P16 P19	<p>【医療機関等における個人防護具の備蓄】 具体的にどの程度の量を備蓄すればよいのか。また、備蓄資材購入に対する支援を希望する。</p>	<p>現在、各医療機関等との協定締結作業を進める中で、各医療機関等と個別で調整を行っていますが、備蓄量については、国の方針に基づき、各医療機関における使用量の2ヶ月分が必要となります。また、支援に係る御意見につきましては、今後の具体的な施策展開の上で参考とさせていただきます。</p>
2	P18	<p>【医療措置協定】 医療機関の機能別に結ぶべき医療措置協定が一目でわかるような図や表の記載を求めたい。</p>	<p>今後、協定締結医療機関リストを別途作成し、県ホームページ等での周知を図っていく上での参考とさせていただきます。</p>
3	P18～ 20	<p>【医療関係者等への配慮】 指定医療機関に勤務する職員や宿泊施設を運営する職員への配慮が必要。新型コロナウイルス流行初期には、家族への感染危険や風評被害を恐れて家に帰ることを自粛した職員が多かった。</p>	<p>第7の3「感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重」等により、医療関係者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、適切な情報の公表と正しい知識の普及啓発に努めるなど、必要な対応を行ってまいります。</p>
4	P21	<p>【患者移送体制】 新型コロナウイルス対応時には、圏域を越えた患者移送の調整に負担がかかった。医療現場の負担とならない患者移送体制の構築を希望したい。また、死亡患者の移送体制（広域搬送を含む）についても考慮していただきたい。</p>	<p>平時から、感染症対策連携協議会等を活用し、消防機関や医療関係団体など関係機関と連携しながら、移送体制の整備を図るとともに、関係機関を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施してまいります。</p>
5	P22	<p>【保健所と関係機関との緊密な連携】 例えば、感染対策向上加算制度に係るカンファレンス等の場を活用するといった具体的な記述も必要ではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「感染対策向上加算制度に係るカンファレンスや保健所主催の研修及び訓練等を活用」を新たに追記いたしました。</p>
6	P24 P29	<p>【医療関係団体への情報提供】 国や県から医療関係団体への情報提供にあたっては、ポイントを示すなど、現場の負担軽減への配慮を求めたい。また現場の情報を吸い上げて地域に還元する仕組みも重要ではないか。</p>	<p>新型コロナ対応を踏まえ、新たな感染症危機発生時には、効率的な情報共有に努めてまいります。また、県主催の新興感染症に係る勉強会や、感染対策向上加算制度に係るカンファレンス等を活用し、地域への情報共有を図ってまいります。</p>

番号	該当ページ	該当内容及び御意見の要旨	県の考え方及び計画への反映状況等
7	P27 P34	<p>【保健所における人材の確保】 感染管理認定看護師など感染症の医療現場に精通した人材の確保が平時から重要と考えられる。また、保健所において、どのように感染症対応人材を計画的に育成し確保するのか。</p>	<p>保健所においては、平時から医療措置協定を締結した医療機関等の関係機関や感染管理認定看護師等と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染症対策の助言を行うことができる体制の確保を図るとともに、年1回以上の研修・訓練実施を目標として掲げ、保健所体制の確保に取り組んでまいります。</p>
8	P27	<p>【医師会の対応】 地区医師会に情報周知や研修会開催を求めるのは、規模の小さな医師会もあることから県の支援がないと難しいのではないかと考えております。</p>	<p>新たな感染症危機に備え、地域における感染対策の資質向上を図る必要があるため、地域医師会についても、感染症に関する情報を会員に周知するとともに、必要に応じて、保健所や県医師会など関係機関と連携しながら人材育成に努めていただきたいと思います。</p>
9	P29	<p>【施設内感染の防止】 施設内感染防止にあたっては、医療廃棄物／ごみ処理、食事提供、清掃提供、といったバックヤード業務も極めて重要である。そのような役割を担う業者と県がなんらかの協定を結ぶなど、医療機関を下支えする仕組みをつくることも重要と考える。</p>	<p>国の方針や他県の取組等と合わせて、今後の具体的な施策展開の上での参考とさせていただきます。</p>